破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３９８号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目12番地松村方
債務者　和﨑　昌子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４６号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目11番２―303号
債務者　善家　英治
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６６号
兵庫県尼崎市善法寺町25番１号
債務者　野村　香苗（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８３号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6881番地の11
債務者　淺利　律子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７３号
広島市安佐北区大林１丁目６番12号
債務者　岸副千津子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２１号
広島市安佐北区真亀４丁目４番45―102号
債務者　星山　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1501番地１、前住所福岡県嘉麻市大隈637番地
債務者　武田　節子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県曽於市財部町南俣1600番地12
債務者　髙橋　　進
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県曽於市財部町南俣1600番地12
債務者　髙橋　祐子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
宮城県白石市東町２丁目10番27―１号
債務者　佐藤　高峯
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４５号
宮城県加美郡加美町字町裏308番地５
債務者　細谷　健二（旧姓佐佐木）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
宮城県大崎市古川西館３丁目７番39号
債務者　宍戸　　充
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
宮城県大崎市古川西館３丁目７番39号
債務者　宍戸　あき
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
埼玉県加須市川口３丁目４番地４　萬寿シティＢ104、旧住所埼玉県加須市川口３丁目17番地19
債務者　金丸　敬子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
埼玉県加須市大越2512番地８
債務者　臺　　信幸
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８０号
埼玉県和光市諏訪原団地１番８号305
債務者　窪田　英明
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
埼玉県和光市新倉１丁目17番17号　和光ハウス102
債務者　岩沢　昭二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
埼玉県志木市上宗岡４丁目６番47―711号
債務者　福島　芳美
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係